

Title	商法による経営チェック機能の効果と限界についての考察-少数株主の果たす役割の視点から-
Sub Title	
Author	岡征雄(Oka, Yukio) 高木晴夫
Publisher	慶應義塾大学大学院経営管理研究科
Publication year	1993
Jtitle	
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	修士学位論文. 1993年度経営学 第986号 複写許諾が必要
Genre	Thesis or Dissertation
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=KO40003001-00001993-0986

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

学生氏名	岡 征雄 (藤沢薬品工業株式会社)	主査 高木 晴夫
		副査 古川 公成
		奥村 昭博
所属	高木 晴夫 研究室	

商法による経営チェック機能の効果と限界についての考察 —少数株主の果たす役割の視点から—

今日、企業が社会に占める重要性は極めて大きく、活動が適正でない場合に与える悪影響も広汎になるため、「暴走」抑止の仕組みが必要とされる。一方、企業経営は多様な利害の調整を内包するゆえに裁量の要素を含み、そのチェックを特定集団の強権に委ねるのは妥当とは考えられず、チェックも多面的な利害関係者からの牽制の仕組みとして考えるべきである。現行商法は少数株主の権利保護を定めているが、本論文では上記問題意識を背景に、公表資料に見られる法を援用し権利行使がなされた事例を題材として、それらの法制が、経営への牽制として果たす機能と限界についての考察を行った。

権利行使の局面は「株主総会での発言等」と「代表訴訟・差止請求」に分かれる。事例研究を通じて、前者は、参加者・議論の間口の広さが魅力であるが、その機能は公開意識喚起を通じた業務執行の見直しの契機になりうるという牽制に留まり法的保護の面でも制約が大きく、後者は違法・損害が要件とされるため行使機会は制限的であるものの、責任の有無が直接裁判所で判断されれば、その効果は強力／直接的であり、制度の行使実例～潜在的活性度が意識を通じて、遵法視点での経営活動の見直しや他の常設の（事前）牽制システムの活性化が図られることが期待できる、との示唆が得られた。

少数株主権行使は、他の牽制システムの機能不全を示し、中味も情報不足・原則無答責であることから玉石混交になり得る。しかし、経営内部からの独立性という外的規制に必要な条件を満たす仕組みであり、活用可能な制度として整備され、必要に応じ発動が期待される「最後の砦」として存在価値がある。